

[事案 2023-198] 女性疾病給付金支払請求

・令和6年4月30日 裁定打ち切り

<事案の概要>

重大事由により契約を解除され、女性疾病給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年10月28日に子宮内膜ポリープと診断され、同日、日帰り入院により子宮内膜ポリープ切除術を受けたため、同月20日に申し込んだ医療保険にもとづき女性疾病給付金を請求したところ、約款上の重大事由に該当するとして、契約が解除され給付金は支払われなかった。しかし、以下等の理由により、契約解除を取り消して、女性疾病給付金を支払ってほしい。

- (1) 流産した時や不妊治療中に、現在のフルタイム勤務から時短勤務になった際の給料やボーナスカットを考慮して本契約を契約した。
- (2) 流産した際の生活や次の出産への治療費を考えれば決して十分ではないが、万が一に備えたいと思い保険に加入している。
- (3) 明確に「逸脱した金額」というものを加入時に伝えられていないので、全く知るすべがなく、給付金請求後にこれを主張するのは、契約者にとって不利益である。
- (4) 一般的な不妊治療にかかる費用の総額と比較して、逸脱した金額と言われることに納得できない。
- (5) 他社ではすべて支払われており、本件保険会社だけが、なぜ給付金の支払いをしないことが認められるのか不明である。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、本契約を含めて8件の保険契約に加入しており、うち7件は令和4年9月から11月に集中しており、申立人は、この短期集中的な加入の直後に入院手術をしている。
- (2) 申立人の主治医への照会、申立人への聞き取り等を踏まえると、申立人は本契約や他の6件の責任開始日より前に発病していた（その症状を自覚しつつ7件に集中加入しその直後に今回の受診、入院・手術に及んだ）可能性がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 重大事由による解除が相当か否かを判断するためには、本契約および他社の保険の加入の経緯・動機、保険契約者が支払う保険料の合計額、加入当時の保険契約者の生活状況（収入、支出等）および財産状態（資産、負債等）、保険料の負担能力および支払状況、給付金の支払履歴および支払われた給付金があればその妥当性、被保険者の病状などを総合的に勘案して判断しなければならない。
- (2) これらの事情を明らかにするには、証拠調べ手続を経る必要があるほか、第三者に対する

文書送付嘱託または文書提出命令、医師等の第三者に対する尋問等の手続が必要となる可能性があるが、裁定審査会にはこれらの手続がなく、公正かつ適正な判断を行うためには裁判所における訴訟による解決が適当である。